


 新生インベストメント・マネジメント

投資信託説明書 (交付目論見書) アメリカン・ドリーム・ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(中小型株)))	年1回	北米	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
 ※商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「アメリカン・ドリーム・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年9月12日に関東財務局長に提出しており、平成24年9月13日にその効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年12月27日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。
 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

新生インベストメント・マネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号
 設立年月日:2001年12月17日
 資本金:495百万円(2012年7月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:1,293億円
 (2012年7月末現在)

照会先

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>
 電話番号 03-6880-6448
 (受付時間:営業日の9時~17時)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1. 主として米国の小型成長株式に投資します。

米国の株式への投資は、当初設定時に買付けを行った銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下の株式とします。

(注) 1. 当初設定時に買付けを行った銘柄には時価総額が20億米ドルを超えるものがあります。

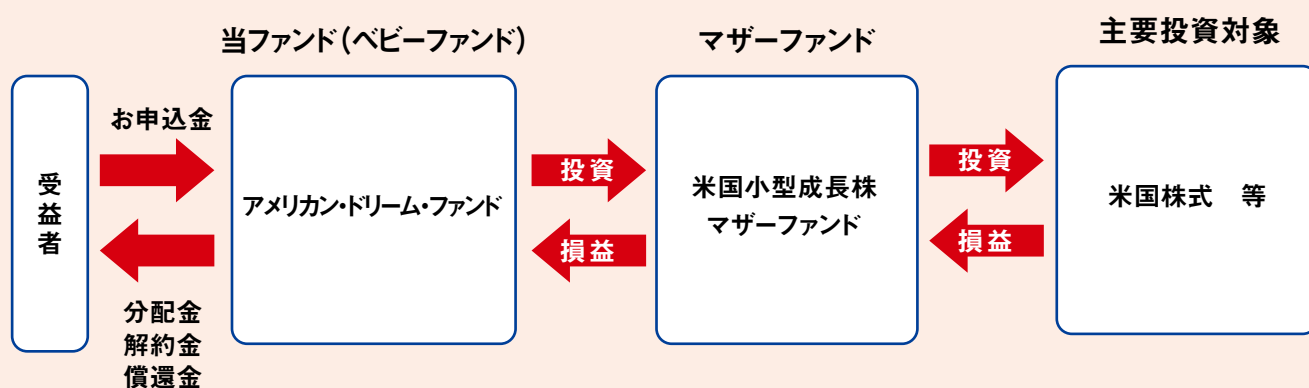
2. 主として米国の株式に投資しますが、米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式(米国預託証券(ADR*))を含みます。以下「ADR等」といいます。)に投資する場合があります。

(ADR等も当初設定時に買付けを行った銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下のものとします。)

*ADRとはAmerican Depositary Receiptの頭文字をとったもので、米国以外の企業の株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つものです。

2. 米国株式等の実質的な運用はマザーファンドで行います。

米国株式等への投資は「米国小型成長株マザーファンド」受益証券への投資を通じて行います(ファミリーファンド方式)。



3. 高い収益の獲得をめざします。

- ・高成長が見込める20~30銘柄程度に絞り込んで投資します。
- ・買付けた銘柄は基本的には短期での売却を行わず、長期に投資することで大きなキャピタルゲイン(売買益)の獲得をめざします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

4. ボトムアップ・アプローチに基づいて銘柄を選定します。

投資対象企業の多くに直接訪問するなど、徹底したファンダメンタルズ分析に基づいて、投資対象企業を調査・分析します(ボトムアップ・アプローチ*)。

*ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法です。

5. RSインベストメンツに米国株式等の運用を委託します。

・米国株式(ADR等を含みます。)等の運用の指図に関する権限をRSインベストメンツに委託します(マザーファンド)。

・RSインベストメンツは米国を中心とする中小型株式運用に特化した運用会社としてスタートしました。全米の新興企業や先端技術の多くが集約するシリコンバレーを臨むサンフランシスコを拠点にしています。

6. 信託金の上限は300億円です。

マーケットの環境等の理由で上限金額に達する前にお申込みの受付を停止することがあります。

|||| 主な投資制限

- ・株式(ADR等を含みます。)への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式(ADR等を含みます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ・投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

|||| 分配について

原則として、毎年6月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。

分配金はあらかじめ一定の額を約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
					分配金						

※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

|||| 主な変動要因

価格変動リスク (株価変動リスク)	株価は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等様々な要因で変動します。発行企業の経営不安により大きく下落する場合もあり、倒産等の場合などは無価値となることもあります。また中小型の株式の価格は大きく変動することがあります。
為替変動リスク	外貨建て資産は、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

リスクの管理体制

委託会社は、リスク管理委員会のもとで運用リスクを一元的に管理する体制となっています。リスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられ、改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。

コンプライアンス・オフィサーは、委託会社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導します。また、コンプライアンス委員会では、社内の現状と問題点の報告に基づき効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

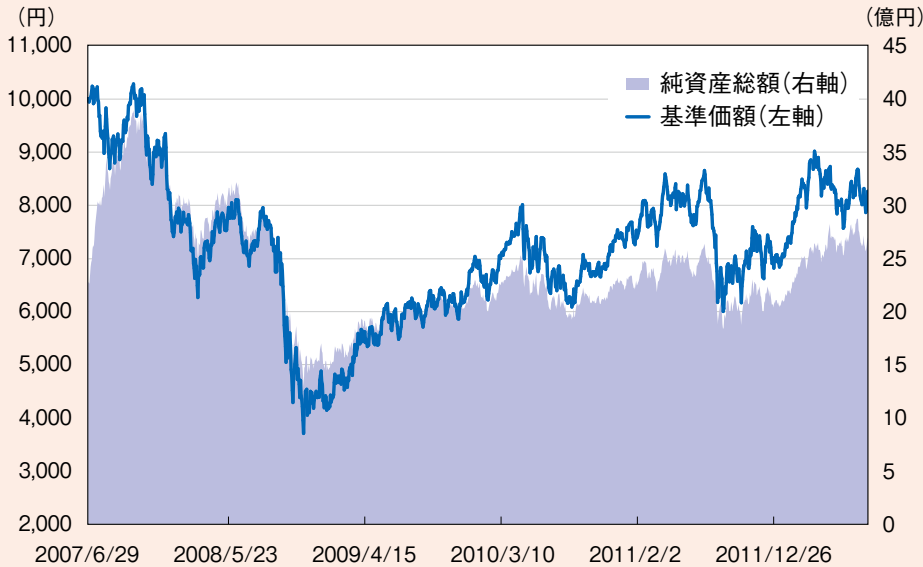
※上記体制は2012年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

運用実績

(2012年7月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

分配の推移

決算期	分配金
12年6月	0円
11年6月	0円
10年6月	0円
09年6月	0円
08年6月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

【組入上位銘柄】

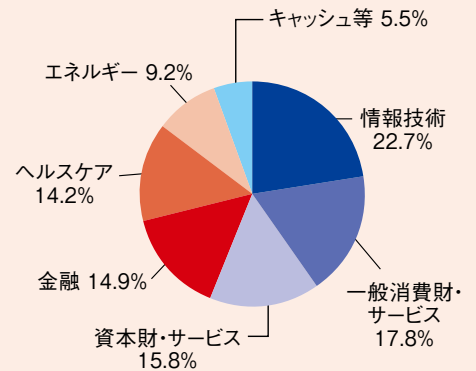
	銘柄名	業種	組入比率
1	MELLANOX TECHNOLOGIES LTD	情報技術	7.0%
2	AMTRUST FINANCIAL SERVICES	金融	6.4%
3	VITAMIN SHOPPE INC	一般消費財・サービス	6.2%
4	PORTFOLIO RECOVERY ASSOCIATE	金融	5.7%
5	CYBERONICS INC	ヘルスケア	5.3%
6	MIDDLEBY CORP	資本財・サービス	5.3%
7	ADVISORY BOARD CO/THE	資本財・サービス	4.3%
8	CORE LABORATORIES NV	エネルギー	4.0%
9	SOURCEFIRE INC	情報技術	3.9%
10	COMMERCIAL VEHICLE GROUP INC	資本財・サービス	3.7%

*【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率はマザーファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

*上記の業種はMSCI/S&P GICS*の業種区分に基づいています。

※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準 (Global Industry Classification Standard=GICS) のことです。

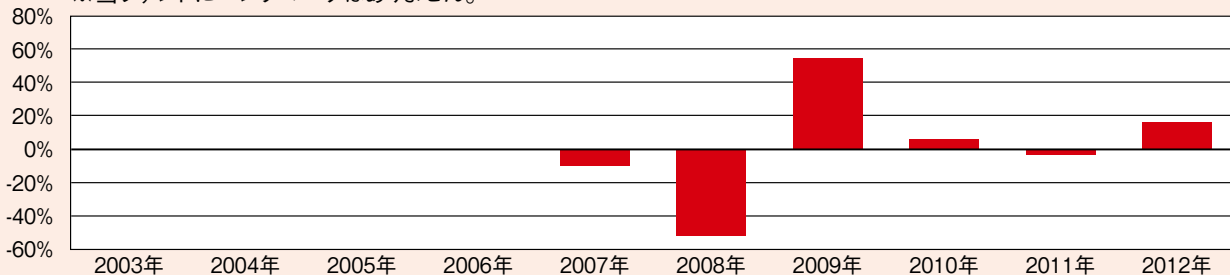
【業種配分】



年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2007年は設定日(6月29日)から年末までの収益率、2012年は1月から7月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、6営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成24年9月13日から平成25年9月12日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限とします(平成19年6月29日設定)。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎年6月12日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	300億円を上限とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行休業日

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.675% (税抜3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>運用管理費用(信託報酬)の総額は、日々のファンドの純資産総額に対し、年2.4675% (税抜2.35%)の率を乗じて得た額とし、計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運用管理費用(信託報酬) <年率></th> <th>合計2.4675% (2.35%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>1.6485% (1.57%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.7350% (0.70%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0840% (0.08%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【運用の委託先の報酬】 運用の委託先であるRSインベストメントが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末ならびに信託終了のときに支払われるものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に、年10,000分の120の率を乗じて得た額とします。</p>	運用管理費用(信託報酬) <年率>	合計2.4675% (2.35%)	委託会社	1.6485% (1.57%)	販売会社	0.7350% (0.70%)	受託会社	0.0840% (0.08%)
運用管理費用(信託報酬) <年率>	合計2.4675% (2.35%)								
委託会社	1.6485% (1.57%)								
販売会社	0.7350% (0.70%)								
受託会社	0.0840% (0.08%)								
その他の費用・ 手数料	<p>組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、財務諸表監査に関する費用等の諸費用、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建て資産の保管費用等がファンドから支払われます。</p> <p>※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>								

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

税金

税金	<ul style="list-style-type: none"> 税金は表に記載の時期に適用されます。 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>項目</th> <th>税金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分配時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>配当所得として課税 普通分配金に対して10%</td> </tr> <tr> <td>換金(解約)時及び償還時</td> <td>所得税及び地方税</td> <td>譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益 (譲渡益)に対して10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記は平成24年7月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。 なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 ※法人の場合は、上記とは異なります。 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。</p>	時期	項目	税金	分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%	換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益 (譲渡益)に対して10%
時期	項目	税金								
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%								
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益 (譲渡益)に対して10%								

追加的記載事項

当ファンドは、信託約款の変更を予定しております。詳細に関しましては、下記をご参照下さい。

本信託約款の変更に関する異議のない場合、お手続きは一切必要ございません。

また、平成24年12月27日以降に取得申込みをされた方は、異議申立の対象にはなりません。

信託約款の変更(予定)について

1. 予定している信託約款の変更内容等

当ファンド信託約款の運用の基本方針、2.運用方法、(2)投資態度に記載される「②米国の株式(ADR等を含みます。)は当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下のものとします。」の項目を削除します。

また、親投資信託である米国小型成長株マザーファンド信託約款の運用の基本方針、2.運用方法、(2)投資態度に記載される「②米国の株式(ADR等を含みます。)は当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下のものとします。」の項目を削除します。

2. 手続きおよび日程

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| ① 受益者への交付書面発送日 | : 平成24年12月28日 |
| 新聞公告日(日本経済新聞朝刊紙上) | |
| ② 異議申立期間 | : 平成24年12月28日から平成25年2月6日まで |
| ③ 信託約款変更の実施の決定日 | : 平成25年2月7日 |
| ④ 信託約款変更の届出日 | : 平成25年2月19日(予定) |
| ⑤ 信託約款変更の効力発生日 | : 平成25年3月12日(予定) |

前記①の公告日現在の受益者(平成24年12月26日までに取得申込みを完了された方を含みます。)は、前記②の異議申立期間中に、当社に対し、旧投信法第30条第2項から第4項までの規定に基づき、本信託約款変更に対する異議の申立てができません。

[異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えなかった場合]

平成25年3月12日(予定)を本信託約款変更の効力発生日とし、信託約款の変更を行います。

[異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えた場合]

信託約款の変更は行いません。この場合、本信託約款変更を行わない旨を前記異議申立期間終了後に日本経済新聞にて公告し、受益者の皆様には速やかに書面でお知らせいたします。